

議 事 内 容

- 専務理事 ご案内しておりました時間となりましたので、第 60 回常設審議委員会を始めさせていただきます。
- 今日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- それでは、開会に当たりまして、会長にご挨拶をお願いします。
- 会長 第 60 回の常設審議委員会となりました。今年度はコロナコロナで大変な一年で、ちょうど去年の今頃、佐賀県では第 1 号の患者が佐賀市で発生したように記憶しています。4 月 5 月は広い会場で行って大変だったことを思い出したりしましたが、今年度最後となりました。本当に皆さまのご協力ありがとうございました。
- また、来年度農業委員会は私どもの佐賀市と有田町が 4 月に、武雄市と嬉野市が 7 月に改選が行われます。交替後もひとつよろしく願います。
- さて、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・9 件のほか、「農地中間管理事業の活用について」を議題としています。
- どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 専務理事 ありがとうございました。
- 続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 専務理事 それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を会長にお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
- 議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 それでは、農地法第 5 条の規定による意見聴取に入ります。
- 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
- 議長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の病院用地への転用において、申請地は市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであることから甲種農地と判断され、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に該当すると見込まれるため許可相当と判断しております。

なお、許可基準の適用については、農地法の運用通知の「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない」という記載に該当するものと考えております。今回の転用については、現在の建物が老朽化しており旧耐震基準の建物でもあるため、当初は同一敷地内での建て替えを検討されましたが、スペース等の問題や現在の敷地が借地であるなどのことから、現病院での建て替えを断念され、移転建て替えを計画されたものです。移転するに当たり、市町内で唯一の救急指定病院であり、これまでと同様地域に居住する方を中心に医療サービスを提供する必要があることから、現病院の近辺で農地以外を含む代替地を入念に検討されましたが、条件や立地、他法令の許可見込みや関係機関との協議等を総合的に判断して、現在の病院から近い場所、約1kmのこちらで選定をされております。

議長

次に、〇〇農業委員会から5件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない

い小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の農業用倉庫用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農業用施設への転用であるため許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

農地法第5条関係9件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長

はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の病院用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	8ページの図の右側の方に色付きの部分がありますが、ここは何ですか。
〇〇農業委員会	ここは緑地になっておりまして、〇〇の緑化条例で1,000㎡以上の開発の際は10%以上緑地を取ることになっておりますので、その部分となります。
〇〇委員	はい、分かりました。
〇〇委員	まとめてお聞きしますが、5-4と5-6は生産組合長や区長さんからの同意があるとのことですが、他の分はどのようなのですか。
〇〇農業委員会	説明が悪くてすみません。全部同意は取れております。
〇〇委員	分かりました。それと雨水は全部地下浸透とのことですが、例えば8ページの分でいうと雨水が左の方に流れていくようになっています。境界ともそんなに距離がないですし、一気に雨が降って水が流れたときに地下浸透だけで大丈夫かなと疑問に思うのですが。
〇〇農業委員会	それぞれお答えします。まず8ページの分に関しては、この申請地の南側の部分についても、3,000㎡未満にはなりますが同じ事業者が太陽光に転用される予定になっております。傾斜は北側が高くなっていて、もし越流した場合は南に流れてその下の道路側溝に流れ込むということになります。次に12ページの分については、こちらも北側が高くなって南に流れますが、三角になっている部分の頂点辺りに貯水池を設けると聞いております。貯水池に流れ込むように境界に沿って少し盛土をして土水路を設け、流れを誘導して貯水池で地下浸透させる計画とのことですが、次に16ページですが、こちらは図の南側の貯水池に雨水を誘導して地下浸透させる計画となっております。

〇〇委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 他にご意見・ご質問ございませんか。

〇〇委員 5-2、5-3、5-4は元々上場開発でされたお茶畑で防霜ファン等も立っているところですか。

〇〇農業委員会 〇〇開発で開発した土地にはなります。ただ、工事の施工は何もしていないと確認を取っておりまして、土地改良区の受益地からも除外されております。ですので公共投資は入っていないものとして2種農地判断をしております。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 参考までにお聞きします。12ページを見ると左側にパネルが寄っていて右側が緑地となっておりまして、11ページには電力会社の高圧線が通っています。このケーブルの下はパネルを設置できないことになっているのですか。

〇〇農業委員会 ケーブルが通っている筆には電力会社の地役権が設定されておりますので、なるべくそこにはパネルは設置しない計画でされているようです。

〇〇委員 原則的には建物関係とかこういったパネルも多分規制があったと思います。規制がなかったら右の方にパネルを寄せられたらと思うもので聞いたところです。

〇〇農業委員会 電力会社とも協議はされて、転用についての同意は取っておりますので問題はないと判断しております。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	建設費の関係ですけど、パネル308枚で15,800千円とありますが、前の案件はパネル309枚で8,914千円と倍ぐらいの金額ですが、何か内容が違うのですか。分かる範囲で結構です。
〇〇農業委員会	整地費とかパネルのメーカーや種類による金額の差かと考えます。
〇〇委員	分かりました。

議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用地の賃借料が10千円とありますが、現況畑なので評価は低いかと思えますけれど、設置後は宅地見込みになって上がると思えます。そしたら地主さんは10千円で果たして税金を賄えるのかなと考えたんですが、その辺りの地主さんとの協議は済んでいるのか教えていただきたいです。
〇〇農業委員会	先程の5-5の案件は土地代金が800千円となっていて、5-6も20年間トータルで800千円に設定をされてあるようです。固定資産税に見合うのかということですが、現況は航空写真で分かるように荒れておりますので、遊ばせておくよりはと考えられたのか、そこはうちが関与できることではありませんので聞いておりません。地権者と業者の間で契約書も交わされておりますので、そこで話は付いているものと認識しております。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の農業用倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	それでは、続きまして、次の項目に移ります。 「農地中間管理事業の活用」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(リーフレットにより説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問なし)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	それでは、最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料2により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、会長が今月末で退任されますので、ご挨拶をお願いします。
会長	(あいさつ)
専務理事	ありがとうございました。 それでは、次回は、4月15日となっておりますのでご予約いただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。

14時28分